

# 学費・各種制度について

1 学費（月額） 授業料 43,000円 諸費 11,000円 計 54,000円

## 2 時任学園奨学生制度

奨学生の種類		対象者の条件	入学金 100,000円	時任学園奨学金 支給上限額 (月額) ※1
A奨学生 ※2	文 理 A	普通科文理コースに入学する生徒(一般入試)	0円 (全額免除)	43,000円
	学力・スポーツ	学力・スポーツ等で特に優秀と認定された生徒(文理コース以外の入学者)		
	文理コース推薦A	普通科文理コースの推薦入試に合格した生徒		
	推 薦 A	普通科英数コースの推薦入試に合格した生徒 商業科特進ビジネスコースの推薦入試に合格した生徒		
B奨学生	文 理 B	普通科文理コースに入学する生徒(一般入試)	50,000円 (半額免除)	21,500円
	学力・スポーツ	学力・スポーツ等で優秀と認定された生徒(文理コース以外の入学者)		
	推 薦 B	普通科未来創造コースの推薦入試に合格した生徒		
		商業科資格キャリアコースの推薦入試に合格した生徒 工業科の推薦入試に合格した生徒		
C奨学生	父 母・兄 姉 本校 卒業生	父母又は兄姉が本校の卒業生である生徒(入学手続き時に申出必要)	50,000円 (半額免除)	10,000円
兄姉又は双生児在学奨学生		兄姉が本校に在学している生徒(兄姉卒業までの弟妹)	50,000円 (半額免除)	43,000円
		双生児で本校に在学する生徒(双生児の弟妹)	50,000円 (半額免除)	
特 別 奨 学 生		生活保護世帯の生徒(入学手続き時に「生活保護受給証明書」の提出必要)	50,000円 (半額免除)	21,500円

- ※1 時任学園奨学金支給金額は、授業料から就学支援金を差し引いた金額が上限となります。
- ※2 就学支援金を受給している全てのA奨学生には、毎月活動費として別途諸費を補助します。
- ※ 文理コースの奨学生については、下宿代・新幹線定期券代を定額補助します。
- ※ 奨学金の重複受給はできません(どちらか有利な方を受給できます)。
- ※ 入学者は全員、ICT教育機器購入・通信等経費が別途月額4,500円(令和6年度実績)必要になります。
- ※ 入学後、成績及び生活態度等で条件を満たしていないと判断される場合、学園奨学生が変更又は取り消されます。

## 3 就学支援金制度(国)

国から支給される高等学校就学支援金の支給額は、世帯所得(両親の合計)による市町村民税の課税所得を基準にして判定され、次の3つに区分されます。詳細は文部科学省のホームページでご確認ください。

所得の算定式による算出額 (両親の合計額)	世帯年収目安	就学支援金支給額	
		月 額	年 額
0円～154,499円	590万円未満	33,000円	396,000円
154,500円～304,199円	910万円未満	9,900円	118,800円
304,200円以上	910万円以上	0円	0円

※ 所得の算定式は、(市町村民税の)課税標準額 × 6% - (市町村民税の)調整控除の額となっています。

## 4 私立高等学校入学金・授業料軽減費補助制度(県)

父母等保護者(県内在住者)の所得が次のいずれかの要件に該当する場合は、県から授業料及び入学金に対する補助があります。

補助金の区分	補助金の交付対象者	補助額(令和6年度実績)	
		月 額	年 額
授 業 料 補 助	1 保護者の『市町村民税』が非課税又は均等割りのみの授業料等負担者	4,950円	59,400円
	2 児童養護施設等に在学している生徒の授業料等の負担者		
	3 火災又は風水害等により生計に重大な支障を生じたと認められる人		
	4 生活保護世帯		
	5 家計急変世帯		
入 学 金 補 助	入学金を支払った保護者が、上記「授業料軽減補助」要件1・2に該当する場合	—	5,650円

## 5 私立高等学校等奨学給付金制度(県)

私立学校等に在籍する高校生が安心して教育が受けられるよう、県内在住の父母等保護者が生活保護受給世帯又は非課税世帯に該当する場合は、授業料以外の教育負担を軽減するため、県から返済不要の奨学給付金があります。

区 分	奨学給付金の対象者	給付金額(年額)	
鹿 児 島 県 奨 学 給 付 金	生活保護(生業扶助)受給世帯	52,600円	
	保護者の『市町村民税』 が非課税の世帯	15歳以上23歳未満の兄弟姉妹を扶養していない世帯	142,600円
		15歳以上23歳未満の兄弟姉妹を扶養している世帯	152,000円